

静岡県教育委員会

議事録

令和元年度 第20回定例
3月6日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和2年3月6日に教育委員会第20回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|-------------|---------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和2年3月6日（金） | 開会 | 10時00分 |
| | | | 閉会 | 11時50分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 宏 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小野澤 宏 時 | |

事務局（説明員）	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	長 澤 由 哉	理事（総括担当）
	木 野 雅 弘	参事兼財務課長
	堀 口 敬 記	教育総務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	中 川 好 広	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	赤 堀 健 之	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	西 山 義 則	静岡教育事務所長
	市 川 克 明	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	持 山 育 央	高校教育課人事監
	谷 学	義務教育課人事監
	大 石 正 佳	教育総務課参事
	山 本 芳 弘	教育総務課課長代理

4 その他

- (1) 第45、46、47号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項1、2、3は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 46、47 号議案及び報告事項 3 は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 46、47 号議案及び報告事項 3 は非公開とする。公開案件から審議する。

第 45 号議案 静岡県部活動ガイドラインの改訂

教 育 長： 第 45 号議案「静岡県部活動ガイドラインの改訂」について、名雪健康体育課長より説明願う。

健康体育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： スポーツ庁が策定した運動部活動の在り方の内容をベースとして策定したとあるが、ベースとしてどのように変えているのか。

健康体育課長： 基本的には変えていない。

藤 井 委 員： 基本的には、というのはどういうことか。一部変えたという事か。

健康体育課長： そうである。スポーツ医科学の観点というところは取り入れていないが、それを基にしたバランスがいい学生生活を送るための時間という点については取り入れた。

藤 井 委 員： 表現の仕方が難しいが、県としてはスポーツ庁が策定した内容を基本として決めたいと思うとそういうことで良いか。

健康体育課長： そうである。

藤 井 委 員： 承知した。ガイドラインの内容について、本来は県としてはこういう活動をしていくのだという考え方が基にあって、その上で活動時間や内容といった詳細に入っていくべきではないかと思うが、本県が目指す運動部活動が最後になってしまっている。この順序は本来逆であるべきだと思うが。

健康体育課長： 御意見のとおり、最初に本県が目指す姿を載せた上で詳細に入っていくという形もあったと思う。スポーツ庁が策定したものを含め、このような形になっているものが多く、このような構成となった。

藤 井 委 員： スポーツ庁で策定したものと形を合わせる必要はないはずである。こういったものによく見られることであるが、結論が全く分からず最後に記載されていたりするが、やはりそれは形として違うと思う。

伊 東 委 員： スポーツ庁のガイドラインの内容をベースとして、文化庁もガイドラ

インを出しているとのことだが、文化庁が策定したガイドラインについても、活動時間の目安について、スポーツ庁と同じ時間を設定しているのか。

健康体育課長： そうである。

伊東委員： 文化庁が策定したガイドラインの内容がどこにも記載されていないため、その辺りも分かりにくい。資料33ページの「文化部活動について」で記載されている内容について、太字で書かれている部分は、県が独自で書いたものか、文化庁が策定したガイドラインの抜粋なのか。

健康体育課長： 抜粋である。

伊東委員： そうであるなら、太字の部分を一番上に持ってきて、抜粋であることが分かるような表現をすべきだと思う。

藤井委員： 伊東委員御指摘のとおり、現在の形では文化庁が定めたものであることが全く読み取れない。

伊東委員： スポーツ庁が策定したガイドラインの内容を受けて、文化庁がガイドラインを策定した、それぞれが策定したガイドラインの内容は概ねこうである、以上のことから県教育委員会はこちらの構成にした方がよい。

藤井委員： 今回のガイドラインの改訂は、運動部の活動に関して決めるということではなく、文化部に関して決めることが目的であると思うが。

健康体育課長： そうである。

藤井委員： そうであるなら、まず最初にその目的が来て、今後の方針があり、それから、その根拠・前提・関連するデータについての記載に繋がる。伊東委員が御指摘された点も、前段に出てこなければおかしい。

健康体育課長： ただ、運動部の休日に関する標記についても、今回の改訂の対象となっている。

藤井委員： それも議決の対象となっているということか。休日に関する内容については、前回聞いた気もするが。

健康体育課長： 前回は、こういった改訂を行うという報告を行った。

藤井委員： 前回は報告のみで、議決については今回文化庁の件と一括で行うという事か、承知した。

健康体育課長： 元々文化部の方は、文化庁がガイドラインを出した時点で、文化庁のガイドラインを準用することを通知するという簡易な形で手続きしかとっていなかったため、今回ガイドラインを別途作るのではなく、一括で部活動ガイドラインとして載せた。

藤井委員： 県が準用することを既に通知していたということか。

健康体育課長： そうである。

藤井委員： 準用するという判断自体も、本来は議決すべきであり、順番が違うのではないか。既に方針が固まっていて、我々は形式上決めているという形では、定例会の議決とはいったい何なのかという感じがする。ガイドラインの内容に関して異存は無いが、プロセスに関してはもう一度よく考えてほしい。

- 教 育 長： プロセスに誤りがあったことについて、教育委員の皆様にはお詫びを申し上げます。今後は、私が責任をもってお伝えしていく。
- 渡 邊 委 員： このガイドラインの冊子について、協力をお願いしますという形で各学校に配布して終わりか。
- 健康体育課長： これに基づいて、各学校で対応をしていく。
- 渡 邊 委 員： 三島市のPTA連絡協議会で、昨年度、学校の働き方改革という観点から部活動の在り方を考えるという勉強会を何度か実施したが、保護者アンケートの中で、「先生方が楽をするために部活動を削るという事に対して納得がいかない」とか、「自分たちの世代は部活動を通して人間的に成長したため、部活動を削るという事に対して強い憤りを感じる」といった意見もたくさん見られる中で、ガイドラインの内容を各学校においてしっかりと実施していくためには、地域の方々や保護者に対して啓発していくことも同時に行うべきであると感じる。ガイドライン1冊丸ごと理解してもらおうというのは非常にハードルが高いと思うが、ガイドラインは、子どもたちが充実した放課後を過ごすための一つの考え方ですよ、といった部分や、先生方の負担をするためだけのものではないですよ、といった一般向けの啓発をするものがあつた方が良く思う。
- 健康体育課長： 各学校では、保護者の説明会や部活動ごとに部活動の保護者会を開いている。その中で、このガイドラインが目指しているのは、例えば顧問が一人で決めることなく、今お伝えしたような、こういうもくてきをもってこういう部活動を進めていきますという話し合いを進めていただきたいという所があるため、多くの学校では対応していると思う。
- 渡 邊 委 員： 先日のコンプライアンスの際も出てきたが、対先生となると、普段から子どもたちがお世話になっている先生方に対しては、直接文句は言いづらいという保護者達の本音もあり、県としてガイドラインを出しましたということを伝え、地域の方々や保護者の方の協力が必要であり、ガイドラインに沿った部活動を作り上げていきましょうというアクションがあると、現場の先生方の負担感がだいぶ違うのではないかと思います。
- 健康体育課長： 渡邊委員御指摘のとおり、負担を減らすという事に関して、楽をするという風に誤解を生じかねないと思うため、しっかりとコミュニケーションを取っていけるように指導していく。
- 小 野 澤 委 員： こういうガイドラインが出来れば、基準点が出来て意見の吸い上げが出来るようになって良いと思う。
- 藤 井 委 員： 文化部に関しては、なかなか決めにくい部分もあり、とりあえず運動部が定めた内容と同じ内容で行こうという、表現として正しくないとは思いますが、ざっくりとした部分があると思う。現実だから仕方ないとは思いますが。文化部のガイドラインについて、設定の内容が適切であったかという見直しについては、特に記載されていないが、今後の見直しはあるか。
- 健康体育課長： 必要に応じて毎年見直しを行う。
- 藤 井 委 員： その必要性についても、毎年確認をしていくという事で良いか。

- 健康体育課長： アンケート調査は毎年実施するため、そこで確認していく。
- 教 育 長： 他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： （特になし）
- 健康体育課長： 委員の皆様から御指摘があった点について、2点確認をさせていただきたい。まず1点目について、結論を最初に持ってくるべきであるという御指摘をいただいたが、最初にガイドラインを策定した時と状況的には変わっておらず、現在の構成のままとさせていただきたい。2点目については、文化庁が示しているエビデンスのようなものについて、しっかりと経緯が分かるように、表記するようにとの御指摘だったが、これに関しては文章を再作成した上で確認をさせていただければと思うが、そういった形で良いか。
- 藤 井 委 員： 既にガイドラインを作成しており、現実にあるから構成を変えないというのは、それはそれでも良いが、前段にあるべきだという点についてはどこで実現されるのか。既にあるからという理由で修正がされないのであれば、いつまでたっても改善はされないことになってしまう。
- 健康体育課長： 御指摘の点について修正するに当たって、こういう部活動を目指すのだという点を最初に持ってくるという形で良いか。
- 藤 井 委 員： どこに入れるのかと言うのは、全体的な流れもあると思われるので、お任せする。
- 健康体育課長： 目指す姿が最初に分かるようにという形で。
- 藤 井 委 員： その方が良いと思う。
- 健康体育課長： 承知した。2点について対応する。
- 教 育 部 長： 改訂の内容については、御承認いただけるという事で良いか。
- 藤 井 委 員： 良い。
- 教 育 長： 他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： （特になし）
- 教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員： （異議なし）
- 教 育 長： 第45号議案は原案どおり可決する。

報告事項1 静岡県学校教育情報化推進計画

- 教 育 長： 報告事項1「静岡県学校教育情報化推進計画」について、関情報化推進室長より報告願う。
- 情報化推進室長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 全体的に今の説明では、ICT機器を整備することが目的化しているように聞こえた。本来、ICT機器の整備は手段であって目的ではないと思うが、如何にICT機器を使いこなしていくか、という点が重要であると思うが、その点についても問題はないという認識でよいか。

情報化推進室長： 問題はない。

藤井委員： 承知した。もう1点確認するが、情報化推進計画というのは、まだ存在していないという事で良いか。

情報化推進室長： そうである。

藤井委員： これを令和5年までに作るということか。

情報化推進室長： 令和5年までではなく、国が今年の6月に作成するため、それを受けて条文起こしを行う予定である。

藤井委員： ということは、長期計画すら無い状態で、機器整備を先行させて使いこなしていくということか。

情報化推進室長： そのために、ロードマップを作成した。

藤井委員： 既に立ち遅れてしまっているという感じがする。細かい計画は良いが、概念的にいつまでに何をやるのかという長期的なビジョンが無ければ、全て国がやっていることをベースに、それに従ってやるという形になり、10年経って何が変わっているのだろうかという危惧を感じる。総合教育会議の中でも少し触れたが、この分野で県が率先して新たな教育体系を作り上げていくといった、先導的な熱意が必要であると思う。それをぜひやっていただきたい。今回の報告について否定するわけではないが、もう少しスピードアップしてやっていかなければ、教育現場への落とし込みがいつできるのかという思いである。

教育長： 藤井委員から御心配いただいている部分について、もう少しスピードを上げて対応していけるよう、取り組んでいく。他に質問はあるか。

藤井委員： もう1点、これも総合教育会議での話であるが、教育ビッグデータの取り扱いについて、ルールが存在していないという理解をしているので、国がどう動こうと、県として早くルールを定める必要があると意見を述べた。セキュリティの問題は当然として、データの所有権であるとか、フォーマットをどうするか、公開するかしないかなど、ルール作りをしっかりしていかなければ、既にデータとしては一部有用なものが出てきているはずであり、それを如何に集積・蓄積していくか、という課題が現実に突き付けられている状態である。タスクフォースを作って早急に対応していただきたいという話をした。その点でも、県が他の地域に先駆けてそういった事に手を付けて、IT先進県で教育が進むといった状況を目指してほしい。

情報化推進室長： 御意見について承知した。

教育長： 他に御発言はあるか。

小野澤委員： 私立校については、既に自分達で準備しており、私の子どもも朝からZOOMでホームルームを行って、授業でも先生が自分たちで上げたものを動画学習しながら、それぞれの生徒が抱えている課題について聞き取り対応をしている。県でも上手く使っていただければと思う。

藤井委員： 県内の市町で、この分野で最先端を行っているのはどこか。

情報化推進室長： 川根本町、袋井、最近力を入れているのは三島である。

藤井委員： それはどの程度まで進んでいるのか。

情報化推進室長： まだパソコンは1人1台ないため、クラス単位での共同学習になるが、思考の可視化のツールを使っている。袋井市で言うならやる Key といったソフトを使いながらやっている。

藤井委員： まだ人工知能を使った教育を行っている所は無いか。

情報化推進室長： 無い。

藤井委員： 他県での実例はあると聞いているが。

情報化推進室長： 東京とかで実施をしていると聞いている。

藤井委員： 既に静岡は立ち遅れてしまっている。スピードアップしていただきたい。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 監査結果に対する措置状況の報告

教育長： 報告事項2「監査結果に対する措置状況の報告」について、木野財務課長より報告願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 特別支援が指摘であれ注意であれ件数が多いが、何か背景や事情といったものはあるか。

財務課長： 特別支援学校については、単純に職員数の違いというものはあると思う。高等学校が1校当たり数10という規模に対して、特別支援学校は100から多いところで200を超える。

教育長： 件数等のデータを解析していった、件数を減らしていくための戦略に繋げていかなければいけない。

特別支援教育課長： 校長会の際には、これまでの事故がどういう時間帯でどういう状況で起きているのかという傾向を示しながら、情報提供を行い、各学校において交通事故の根絶について取り組むように指示している。

教育総務課長： 不祥事撲滅に向けた対策全般について、来年度に向けて検討をしていくが、交通事犯に関しては、eラーニングといった研修プログラムは実施していくが、こういった研修については、その場でだけ理解した気になってしまうようなところもある。常に意識できるように、例えばパソコンの画面を使って定期的に注意喚起を促すといったような仕組みもやっていきたいと考えている。

藤井委員： これらの措置は、毎回言っていることではあるが対症療法であり、根本的、本質的な措置ではない。今しがた説明があった、どういう時間帯に事故が起りやすいのかだけではなく、残業時間数との兼ね合い、事故を起こした本人の事故歴といったデータを集めていくことで、どういう条件が重なった時に事故が起りやすいかといった、傾向値が出てく

る。普段の教職員の方々の行動に関するデータと結びつけば、イエローカードのように、対象の教員に対して警告をすることができる。本質的とまで言えるかは分からないが、未然防止に繋がる可能性があると思う。ただ、校長会等で事故が起こりやすい時間帯といった情報を渡すだけでは、それだけで終わってしまう。如何に有効な手段を講じるかという事を考えていかなければいけない。

渡 邊 委 員： 交通事故の話から離れてしまうが一つ確認したい。USBメモリの取り扱いについて、県としての取り決めはあるか。

財 務 課 長： 県庁については、管理している。

渡 邊 委 員： 高等学校はどうか。

高校教育課長： 県庁と同様である。

渡 邊 委 員： 措置状況に、「貸出規定を整備し」という記載があるが、そもそもUSBメモリを個人使用していたということ自体が規程違反ではないか。

高校教育課長： 元々は、USBを使う際はパスワードを付けたものを使う事、情報を持ち出す際には、校長の許可を得ることとなっていたため、必ずしも個人のUSBを使ってはいけないという形にはなっていなかったが、この高校では、中途半端な対応としないよう、全てのUSBを学校持ちで管理するという形にした。

藤 井 委 員： 何故USBを使う必要があるのか。

高校教育課長： 自宅で作業をしたり、教材を作成したりする際に、データを持ち帰るために使用している。

藤 井 委 員： 授業の準備のために持ち帰るのは理解できるが、個人情報や成績情報といったものを、何故USBで持ち帰る必要があるのか理解できない。

高校教育課長： 今回の件については、個人名が入った座席表を作ろうとした際に、元データに個人情報が含まれていたということである。

藤 井 委 員： USBを基本的に使わないことで、全ての業務を円滑に進められるのであれば問題は無いが、どうしても使用する必要があるのであれば、USBに保存していいデータとそうでないデータを明確に区分すべきであり、もう少しきめ細かなルールを作る必要があると思う。

高校教育課長： 個人情報は様々な形で存在しているため、細かい区分をすることは難しい。付随するものは禁止とせざるを得ない。先ほども申し上げたが、非常勤にはパソコンが十分に配備されていないなど、学校ごとにICTの環境の状況が異なっており、そういった背景がある中で起こっていることでもある。県のパソコンであれば、定められたUSBしか使うことはできず、学校のNESも同じような形になっているが、全てのパソコンがそのような形にはなっていなかったというのも事実である。

藤 井 委 員： データの取り扱いに関して、クラウドのシステムを使っている所は無いのか。

教育政策課長： 高校に関してはNESというローカルネットワークを使用しているため、県立高校についてはクラウドを使用していない。

渡 邊 委 員： その辺りも含めて、今後ルールをしっかりと浸透させることが必要だと

思う。もう1点、特殊勤務手当の不正受給に関する措置状況の中で、「部活動に関する事務処理を行った」という記載があるが、具体的にどんな事務処理を行っていたのか。

教育総務課参事： 部活絡みで、高体連のような連盟に提出する書類の作成といった事務処理である。

渡 邊 委 員： 部活絡みで提出するための書類の作成については、部活動に関わった時間にはカウントされないという決まりがあるのか。

教育総務課参事： 特殊勤務手当の定義自体は指導となる。

渡 邊 委 員： 先ほどのUSBの取り扱いについても、今伺った特殊勤務手当の定義についても同様だが、言葉の定義というものがしっかり伝わっていなかったために発生したのではないかと思われるため、再発を防ぐためには、当たり前のことかもしれないが、このくらいはいいだろうという範囲が、個人の裁量に任されないで、公に決まっているものを示していくことで、同様の事例を防ぐことに繋がると思うので、試してほしい。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>報告事項3 指導力不足教員の認定について

※ 非公表

<非>第46号議案 令和元年度永年勤続者表彰被表彰者の決定

※ 非公表

<非>第47号議案 令和2年度管理職員人事異動

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、令和元年度第 20 回教育委員会定例会を閉会とする。